

県の責務における県産植物の優先活用規定について 規定案

1 県の責務

- (1) 県は、「第2 基本理念」(以下「第3 県の責務等」において単に「基本理念」という。)にのっとり、花とみどりの活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。
- (2) 県は、(1)の施策の策定及び実施に当たっては、県民及び事業者との協働に努めるとともに、国との緊密な連携を図るものとする。
- (3) 県は、(1)の施策の策定及び実施に当たっては、可能な限り、県内の事業者が生産する植物を活用するよう努めるものとする。

逐条解説案

● 「可能な限り、県内の事業者が生産する植物を活用」

可能な限り、県内の事業者が生産する植物を活用することが望ましいが、例えば、活用しようとする植物の品種が県内の事業者では生産されていない場合に、当該品種に代えて県内の事業者が生産する品種を活用することまでを求めるものではない。